

61 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和2年度予算概算要求額 12,200 (10,369) 百万円】

<対策のポイント>

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**地域関係者が一体となった被害対策の取組**や、**ジビエ利用拡大に向けた取組**を支援します。
- シカによる森林被害の防止に向けて、広域かつ計画的な捕獲のモデル的实施、**捕獲等の新技術の開発・実証**及び**国土保全のためのシカ捕獲等**を行います。

<政策目標>

- 深刻な農作物被害を生じさせているシカ、イノシシを約68万頭捕獲（狩猟等含め約140万頭）〔令和2年度〕
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大

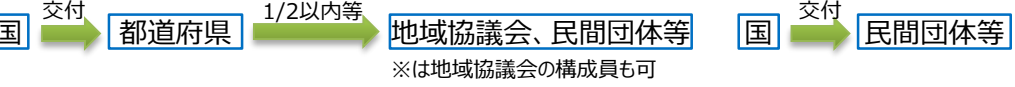
<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 11,800 (10,227) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- **侵入防止柵(再編整備含む)**、**ジビエ処理加工施設(保冷車等含む)**、**焼却施設**、**捕獲技術高度化施設の整備** 等※〔1/2以内、侵入防止柵の資材費のみ交付対象とする場合は定額支援〕
- 地域ぐるみの被害防止活動、ジビエ利用拡大の取組、スマート捕獲、**捕獲現場及びジビエ処理加工現場でのOJT研修**を支援〔1/2以内、取組状況に応じた限度額内で定額支援〕
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援〔2,300万円以内を定額支援〕
- 捕獲活動経費の直接支援〔獣種やジビエ利用の有無に応じた上限単価以内で定額支援〕
- **高度な衛生管理知識・技術を有するジビエハンターの育成、未利用部位等のペットフード等への活用に向けた新規用途調査等**〔定額〕
- ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額〕
- **捕獲から処理加工段階の情報を関係者が共有できるシステム構築に向けた実証**〔定額〕等

<事業の流れ>



2. シカによる森林被害緊急対策事業 400 (142) 百万円

- シカ被害が深刻な地域等におけるモデル的な捕獲、捕獲手法のマニュアルの整備、森林のシカ被害対策に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術の開発・実証等を実施
- 国有林野内の高標高域や奥地天然林等において、効率的な捕獲事業を実施 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
(2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣被害対策〕

侵入防止柵の設置・再編整備や捕獲機材の導入

刈り払い等による生息環境管理

捕獲活動経費の直接支援

〔ジビエ利用拡大に向けた取組〕

国産ジビエ認証に必要な知識等の習得等による衛生管理の向上

金属探知機等衛生管理に必要な設備の導入

ジビエカジュアル等の導入による、広域からの搬入

モデル地区の取組を横展開

〔スマート捕獲による捕獲の効率化〕

ICTを活用した罠等の実装を通じて、「スマート捕獲」を実現

〔捕獲者、処理加工施設人材育成〕

捕獲現場、処理加工現場でのOJT研修

先輩捕獲者と現場に出ると勉強になる

先進的な技術を習得

〔捕獲・ジビエ見える化システム実証〕

捕獲、処理業者とジビエ利用者が情報共有できるシステムの構築

捕獲データ 処理加工データ

捕獲者 捕獲・処理加工データ 食肉処理業者

情報を繋ぐプラットフォーム

トレーサビリティ情報

小売・飲食事業者 消費者

効率的な捕獲の実現とジビエトレーサビリティの確立

〔モデル的な捕獲・普及〕

林業関係者への捕獲手法の普及

〔ICT等を活用した新技術の開発・実証〕

赤外線センサーによるシカ越冬地の探査

〔国土保全のためのシカ捕獲〕

捕獲により植生への食害・表土侵食を防止

<対策のポイント>

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、**降灰被害等に対応するための施設整備等**を緊急的・集中的に実施します。

<政策目標>

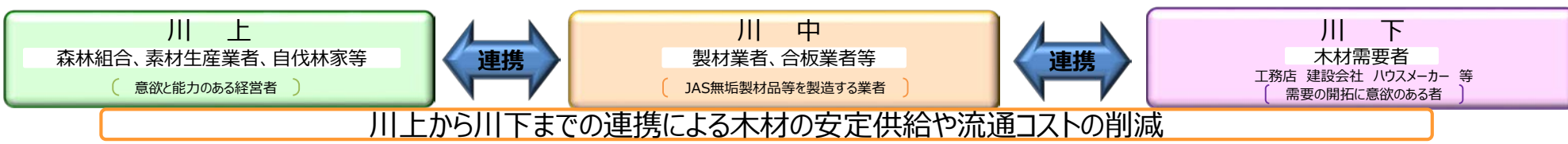
湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）〔令和2年度まで〕

<事業の内容>		<事業イメージ>	
○ 活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。 1. 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施 2. 1. に関連する整備等を一体的に実施	<事業の流れ> 1/2以内 国 都道府県 市町村 農業協同組合、農業生産法人等 1/2以内 都道府県 市町村		

＜対策のポイント＞
新たな森林管理システムの下で森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や経営の集積・集約化を進める地域への路網の整備・高性能林業機械の導入、スマート林業・新素材開発等の「林業イノベーション」の推進、木材の利用拡大等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞
国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→ 40百万m³〔令和7年まで〕）

＜事業の全体像＞



川上・川下連携による成長産業化支援対策

木材生産高度技術者育成対策
現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

- ICTの活用支援（路網整備の効率化のための人材育成等） 民国連携
- 森林経営プランナーの育成
- 「緑の雇用」による施業現場の管理者の育成や労働安全対策

木材産業・木造建築活性化対策

- 都市における木質耐火部材等の利用促進、非住宅分野を中心としたJAS無垢材、CLT等の利用促進
- 高付加価値製品による海外需要の開拓

木材需要の創出・輸出力強化対策

林業・木材産業成長産業化促進対策

（持続的林業確立対策）

〔意欲と能力のある経営者や、森林の経営管理の集積・集約化が見込まれる地域に対し重点的に支援〕

路網整備 民国連携 高性能林業機械導入（購入、リース）等
・経営の集積・集約化を進める地域への路網の整備・高性能林業機械の導入 等

林業成長産業化地域創出モデル事業 民国連携

・森林資源の利活用による地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援

（木材産業等競争力強化対策）

〔意欲と能力のある経営者との連携を前提に支援〕

木材加工流通施設等の整備 等
・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築 等

林業イノベーション推進総合対策

〔新技術を活用した「林業イノベーション」の推進〕

森林資源デジタル管理推進対策

- 航空・ドローン等レーザ計測、資源解析
- 森林境界案作成ソフト導入
- 路網設計支援ソフト導入

ICT生産管理推進対策

- レーザ計測による森林資源データの解析・管理手法の標準仕様の作成
- 生産管理システムの標準仕様の作成

革新的林業実践対策

- ICT等を活用したスマート林業の推進
- リモートセンシング技術等を活用した低コスト造林の推進
- 造林分野への異分野の技術等の導入促進
- 国有林のフィールドを活かし、施業の高効率化・自動化を実現するためのICT等先進的技術の実証・導入

新素材による新産業創出対策

- 新たなマテリアル利用に係る技術の開発・実証

早生樹等優良種苗生産推進対策

- 早生樹等の採取源の指定、原種増産技術の開発、採種園等の整備・改良等

省力化機械開発推進対策

- 伐採～運材作業の自動化・遠隔操作化、造林作業全般の軽労化を図る機械等の開発

林業・木材産業金融対策

・利子助成や債務保証、低利融資などの実施により、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する支援を充実

<対策のポイント>

意欲と能力のある経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、資源の高度利用を図る施業の実施、路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→ 40百万m³〔令和7年まで〕）

<事業の内容>

1. 持続的林業確立対策

○ 意欲と能力のある経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、路網整備、高性能林業機械等の導入、間伐材生産、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、コンテナ苗生産施設や幼苗生産高度化施設等の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

2. 木材産業等競争力強化対策

○ 木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営者との連携を前提に行う木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援します。

※SCM推進フォーラムと連携した木材加工流通施設等の整備についても支援。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

○ 森林資源の利活用により地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

<事業の流れ>

交付
(定額（1/2、1/3以内等）)

交付
(定額（1/2、1/3以内等）)

委託

国

都道府県

民間団体等

林業経営体等

※ このほか国有林による直轄事業を実施

<事業イメージ>

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）

川上

川中

川下

森林組合、素材生産業者、自伐林家等
（意欲と能力のある経営者）

製材業者、合板業者等

木材需要者

連携

連携

川上から川下までの連携により木材の安定供給や流通コストの削減を図り、生産流通構造改革を推進

持続的林業確立対策

路網整備
高性能林業機械導入（購入、リース）
搬出間伐の推進
資源高度利用型施業
・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
コンテナ苗生産施設や幼苗生産高度化施設等の整備
・幼苗生産段階における種子選別機や環境制御室等の導入等

意欲と能力のある経営者の育成
・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
森林整備地域活動支援対策等
・施業の集約化に向けた境界の明確化
・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援

林業成長産業化地域保全対策事業
・山村地域の防災・減災対策
・森林資源保全対策（鳥獣害、病害虫対策等）

木材産業等競争力強化対策

木材加工流通施設等の整備
・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築

木造公共建築物等の整備
・CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援

木質バイオマス利用促進施設の整備
・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援

特用林産振興施設の整備
・地域経済で重要な役割を果たすこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

林業成長産業化地域創出モデル事業

路網整備

間伐材生産、高性能林業機械導入

木材加工流通施設整備

木造公共建築物整備

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2300）

＜対策のポイント＞
デジタル情報やICTにより資源管理や生産管理を行うスマート林業を推進するとともに、早生樹等の利用拡大、自動化機械や木質系新素材の開発等を行い、自然状況等に左右され収穫まで超長期を要する林業特有の課題を克服し、生産性・安全性等を飛躍的に向上させる「林業イノベーション」を進めます。

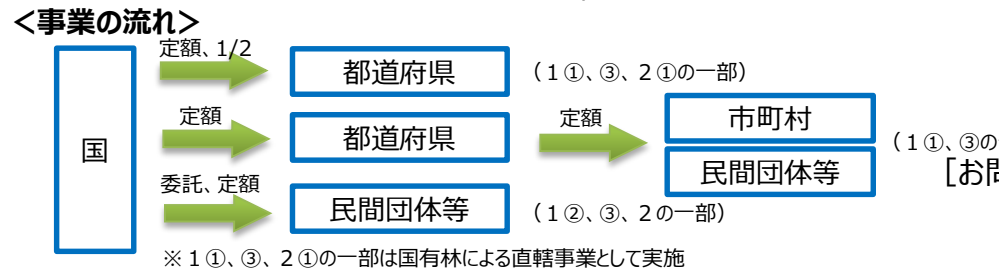
- ＜政策目標＞
- 国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→40百万m³〔令和7年まで〕）
 - 自動化等の機能を持った高性能林業機械の実用化（9機種〔令和6年度まで〕）
 - 森林施業の効率化・高度な木材生産等を可能とする「スマート林業」や低コスト造林モデルの導入（全都道府県〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. スマート林業の推進
- ① 森林資源デジタル管理推進対策 303（-）百万円
レーザ計測等による森林資源・境界情報のデジタル化、当該データを活用した効率的な路網設計を支援するソフト等の導入を支援します。
 - ② ICT生産管理推進対策 40（-）百万円
レーザ計測による森林資源データの解析・管理手法の標準仕様の作成、当該データを活用した木材生産管理に係るシステム標準仕様の作成を支援します。
 - ③ 革新的林業実践対策 1,582（-）百万円
ア ICTを活用した「スマート林業」、リモートセンシング技術等の活用による低コスト造林など、従来の方法を見直した革新的林業の実践を推進します。
イ 国有林のフィールドを活かし、施業の効率化・自動化を実現するためのICT等先進的技術の実証・導入を実施します。

2. 生産性・安全性・収益性向上に向けた技術開発等
- ① 早生樹等優良種苗生産推進対策 200（-）百万円
早生樹種穂の採取源の充実、無花粉エリートツリーの開発など優良種苗の供給拡大を支援します。
 - ② 省力化機械開発推進対策 220（-）百万円
木材生産や造林作業の自動化等に向けた機械開発を支援します。
 - ③ 新素材による新産業創出対策 155（-）百万円
改質リグニン、CNFなど木の成分を使用した新素材の技術開発・実証を支援します。



革新的林業実践対策
上記条件整備とあわせ、革新的な取組を現場で実践

生産性・安全性・収益性向上に向けた技術開発等

早生樹等優良種苗
生産推進対策

林業の時間軸を
変える早生樹や
エリートツリーの
活用等

省力化機械開発推進対策

生産性向上、
労災防止に
資する自動化
機械の開発

新素材による新産業創出
対策

改質リグニンを自動車用強化樹脂に

【お問い合わせ先】

（1①②の事業）	林野庁計画課	（03-6744-2300）
（1③、2①の事業）	林野庁整備課	（03-3502-8065）
（2②③の事業）	林野庁研究指導課	（03-3501-5025）

＜対策のポイント＞
ICT等を活用した、効率的・効果的な路網整備に向けた高度な技術者・技能者の育成や、市町村等の技術者育成の支援に向けた取組を実施するとともに、林業の現場を管理する班長クラスの責任者や、これからの林業経営を担う人材の育成、林業労働安全の取組等を支援します。

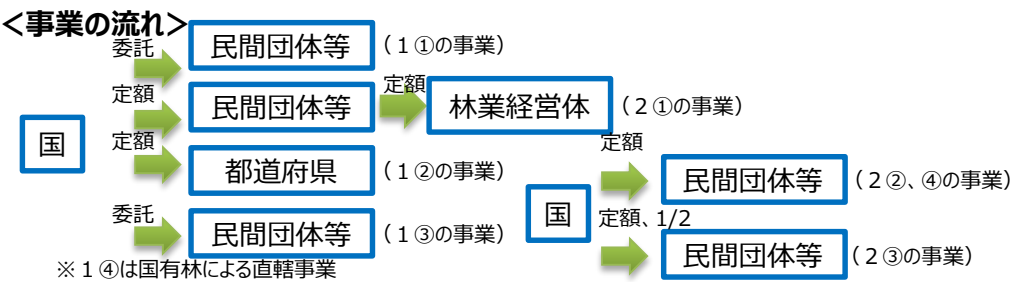
＜政策目標＞

- 国産材の供給・利用量の増加(30百万m³ [平成29年] → 40百万m³ [令和7年まで])
- 現場管理責任者等の育成(累計5,000人 [平成22～令和2年度まで])
- 林業労働災害死傷者数(平成29年比5%以上減少 [令和4年まで])
- 林業労働災害死亡者数(平成29年比15%以上減少 [令和4年まで])

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 木材生産高度技術者育成対策 130（130）百万円
- 効率的・効果的な木材生産基盤の確立により資源の循環利用を促進するため、ICT等を活用した路網整備に向けた高度な知識・技術を有した技術者を育成するとともに、木材生産現場における高度技能者等を育成します。また、国有林において、市町村等の技術者育成の支援に向けた実践的な取組等を実施します。
 - ① ICT等を活用した路網整備推進技術者育成事業
 - ② 路網作設高度技能者育成事業
 - ③ 路網を活かした森林作業システム高度技能者育成事業
 - ④ 国有林におけるICT等先端技術ツール整備等
2. 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 607（402）百万円
- 現場技能者のキャリアアップ対策や技能検定への林業の追加に向けた試験の試行、能力評価システムの構築、森林施業プランナー等の育成、林業経営体への安全指導や伐木等作業の労働安全に資する研修の実施等を支援します。
 - ① 現場技能者キャリアアップ対策
 - ② 能力評価システム導入支援
 - ③ 森林施業プランナー等育成対策
 - ④ 林業労働安全推進対策



＜ICT等を活用した路網整備のイメージ＞

【路網整備に必要な情報を簡単・正確に把握】

森林GISを用いて、施業履歴の見える化 航空レーザ計測データの活用 CS立体図で地すべり等地形種を判読 効率的な路網設計

＜現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策のイメージ＞

林業経営体

現場技能者キャリアアップ対策

現場技能者

現場を管理する班長クラスの責任者育成に向けたキャリアアップ研修

技能検定への林業の追加に向け、業界共通試験の試行的な運用

3級 2級 1級

森林施業プランナー等育成対策

森林経営プランナー

木材の有利販売、事業体間の事業連携など、これからの経営を担う者を養成するための研修の企画・実施

森林施業プランナー

森林経営計画に基づく施業の監理

能力評価システム導入支援

現場技能者等の能力を処遇に反映するシステムを構築

林業労働安全推進対策

伐木等作業の労働安全に資する最新装置を活用した研修、労働安全の専門家による安全指導等

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-5721)
- (2の事業) 林野庁経営課 (03-3502-1629)

＜対策のポイント＞

都市部での木材需要の拡大に向けた**木質耐火部材等の利用拡大**、**中高層建築物を中心としたCLT等の新たな木質建築部材の利用促進**、**低層建築物を中心としたJAS構造材の利用拡大等**を支援します。また、**需給情報の共有やマッチングの取組**を推進し、**効率的なサプライチェーンを構築**します。

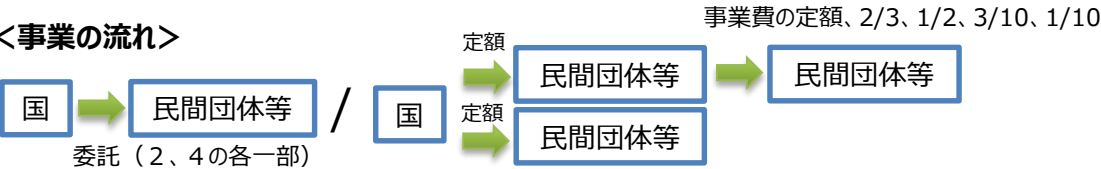
＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→40百万m³〔令和7年まで〕）

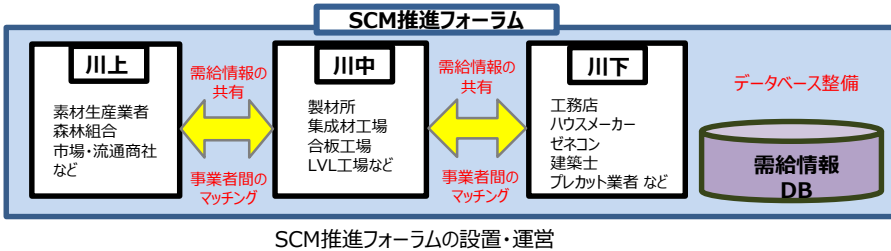
＜事業の内容＞

- 1. 都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進事業 546（一）百万円**
- 都市における木質耐火部材を用いた建築物の設計・建築等の実証を支援します。
 - 都市における木質部材の利用促進に向け、木質耐火部材等に係る製品・技術開発等を支援します。
- 2. 中高層建築物を中心としたCLT等の木質建築部材の利用促進事業 661（652）百万円**
- CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証、中高層建築物等におけるCLT等の利用拡大、設計者・施工者等の育成等を支援します。
 - 部材の標準化等に必要なデータ収集や、他構造建築物への木構造導入等による低コスト化等に関する技術検討等を支援します。
- 3. 低層建築物を中心としたJAS構造材等利用拡大事業 344（375）百万円**
- 非住宅分野の建築物におけるJAS構造材の利用拡大、設計方法・メリットの普及、横架材・2×4部材の定着に向けた取組等を支援します。
 - 大径化した原木を活かした利用の拡大に向けた取組を支援します。また、川上から川下までの事業者が連携した構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発等の取組を支援します。
- 4. 生産流通構造改革促進事業 252（220）百万円**
- 中高層建築物における施工プロセスの一般化等の取組を支援し、中高層建築物における木材利用の環境を整備します。
 - SCM推進フォーラム（協議会）の設置・運営による川上から川下までのマッチングの取組等の支援を全国展開します。また、木材加工設備等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

＜対策のポイント＞

林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用や木材利用に対する消費者等の具体的行動の促進などの様々な分野における木材需要の創出と高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→40百万m³〔令和7年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業 50（40）百万円

○ 民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進する取組を全国段階及び地域段階で支援します。

2. 「地域内エコシステム」構築事業 299（390）百万円

○ 木質バイオマスのエネルギー利用における「地域内エコシステム」の構築に向け、地域の体制づくりや技術開発、技術面での相談・サポート等を支援します。

3. 高付加価値木材製品輸出促進事業 110（91）百万円

○ 木造住宅等の輸出を促進する取組や企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、日本産木材製品のPR等の取組を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業 58（54）百万円

○ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録促進、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。国内外の違法伐採関連情報を提供します。

5. 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業 275（91）百万円

○ 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、内装木質化等の効果の見える化、民間企業や国民に対する普及啓発活動等の取組を支援します。

6. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業 64（18）百万円

○ 特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化、きのこ原木等生産資材の導入、広葉樹等資源の活用促進等を支援します。

＜事業の流れ＞

定額、1/2、委託

国 → 民間団体等

＜事業イメージ＞

1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業



施設の用途に応じた木造化・木質化の在り方や低コスト化方策の検討・普及

2 「地域内エコシステム」構築事業



地域への専門家の派遣によるノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及



地域の実情に応じた地域協議会の運営や技術開発・改良等



電話相談や技術者の現地派遣、サポートに必要な各種調査等

3 高付加価値木材製品輸出促進事業



・輸出向け製品の規格化の検討や施工マニュアルの作成、国内外での技術講習会の開催等
・企業が連携して日本産木材製品を輸出するモデル的な取組
・既存モデル住宅等を活用した日本産木材製品のPR活動や新たな輸出先国でのセミナー開催等

4 「クリーンウッド」普及促進事業



木材関連事業者の登録を促進するための、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、協議会の普及啓発活動



「クリーンウッド・ナビ」での合法伐採木材関係情報の提供

5 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業



・木材利用に取り組む民間企業ネットワークを構築し、マーケットインの発想で木材利用を進める上での課題・条件の整理等
・施設利用者の評価等、内装木質化等の効果の見える化、普及
・木を取り入れたライフスタイルの価値やSDGsへの貢献度等を発信し、消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進

6 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業



・原木の需給情報の提供や生産効率化のための技術開発・改良等に関する情報提供等
・国内外の特用林産物に係る特性等調査及び需要拡大に向けた生産・加工・流通の実証等
・地域内の広葉樹等資源の需要拡大に向けた、きのこ栽培等への活用促進

【お問い合わせ先】（1～5の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（6の事業）林野庁経営課（03-3502-8059）

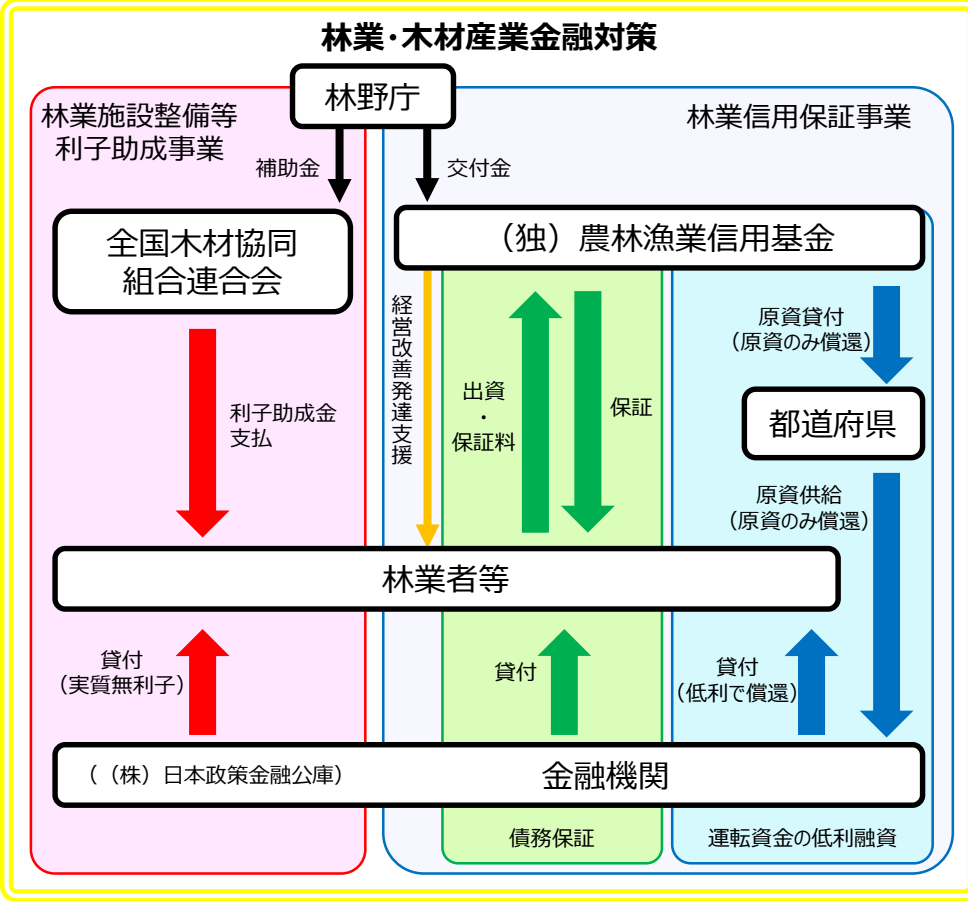
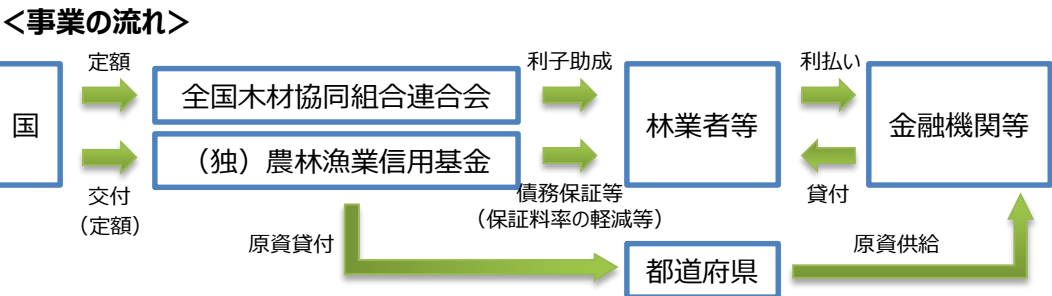
＜対策のポイント＞
林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化等を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

＜政策目標＞
国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→ 40百万m³〔令和7年まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 林業施設整備等利子助成事業
- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業者や自然災害の被害を受けた林業者等が（株）日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合に、最大2%・最長10年間の利子助成を行います。
2. 林業信用保証事業
- （独）農林漁業信用基金に対して以下の経費を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
 - 債務保証に係る保証料率の軽減等を図るために必要な経費
 - 重大な災害からの復旧、木安法に基づく計画の実施並びに事業承継に債務保証を利用する場合、債務保証に係る保証料を実質免除するために必要な経費
 - 経営合理化等に必要な運転資金の低利融資制度の実施に必要な経費
 - 林業経営者に対する経営改善発達に係る助言等の実施に必要な経費



<対策のポイント>
林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現し、国土強靱化や地球温暖化防止等に貢献するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、**間伐や路網整備、再造林等を推進**します。

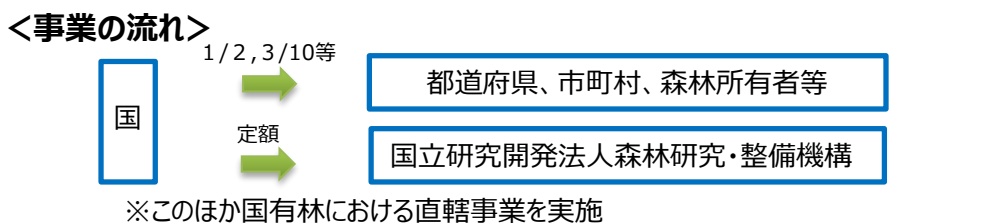
<政策目標>
森林吸収量2.7%以上（平成17年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から令和2年度までの8年間の年平均：52万ha）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1. 間伐や路網整備、再造林等**
- | | | | |
|----------------|--------|----------|-----|
| 森林環境保全直接支援事業 | 36,946 | (23,445) | 百万円 |
| 森林資源循環利用林道整備事業 | 4,051 | (2,046) | 百万円 |
| 林業専用道整備事業 | 1,239 | (1,015) | 百万円 |
- ① 森林資源が充実した区域等において、**路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備**します。また、**効率的な森林整備のための航空レーザ計測等**を実施します。
- ② **再造林や間伐等の森林整備を推進**することで、健全な森林を育成します。

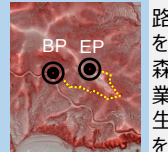
- 2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林等の整備**
- | | | | |
|---------------------------------|--------|----------|-----|
| 特定森林再生事業
（重要インフラ施設周辺森林整備の創設） | 3,400 | (2,598) | 百万円 |
| 水源林造成事業 | 27,878 | (25,216) | 百万円 |
- ① 気象害等の被害森林や奥地水源林等について、**公的主体による復旧・整備を推進**します。
- ② **重要インフラへの倒木被害を未然に防止するための森林整備を支援**します。



新たな森林管理システムを支える条件整備
（森林の経営管理を集積・集約化する地域を中心として重点的に支援）



間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立



路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備

激甚化する自然災害への対応【特定森林再生事業】

重要インフラ施設周辺森林整備の創設

鉄道等の重要なインフラに近接する森林について、風倒木等による施設被害を未然に防止するため、市町村等公的主体、森林所有者、施設管理者が協定を締結し、風倒等の懸念がある森林に対して行う森林整備を支援

森林整備に関する協定締結

市町村等公的主体を交え、森林整備に関する協定を締結

森林所有者 施設管理者

協定に基づき、森林整備を実施

市町村等公的主体が重要インフラ施設周辺の森林整備を実施

被害森林の間伐等と一体的に行う被害木の搬出を支援

台風等によって発生した被害木に起因した民家等への二次被害を防止するため、被害森林の間伐等と一体的に行う被害木の搬出を支援



台風による民家裏の倒木被害（京都府）

＜対策のポイント＞

新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、多様な担い手の育成に総合的に取り組みます。
あわせて、新たな森林管理システムの円滑な実施に向け、市町村への指導・助言を行える技術者の養成等に取り組みます。

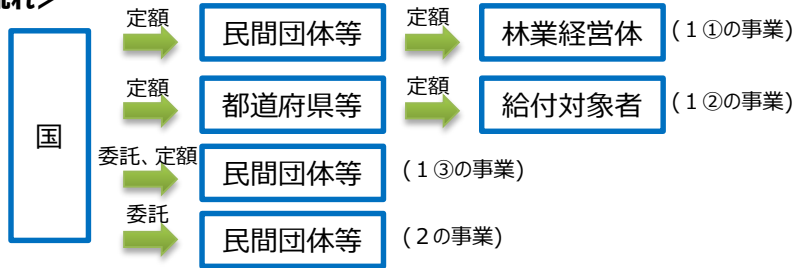
＜政策目標＞

- 新規就業者の確保（1,200人〔令和2年度〕）
- 林業労働災害死傷者数（平成29年比5%以上減少〔令和4年まで〕）
- 林業労働災害死亡者数（平成29年比15%以上減少〔令和4年まで〕）
- 森林経営管理制度の支援を行える技術者の育成（1,000人〔令和5年度まで〕）

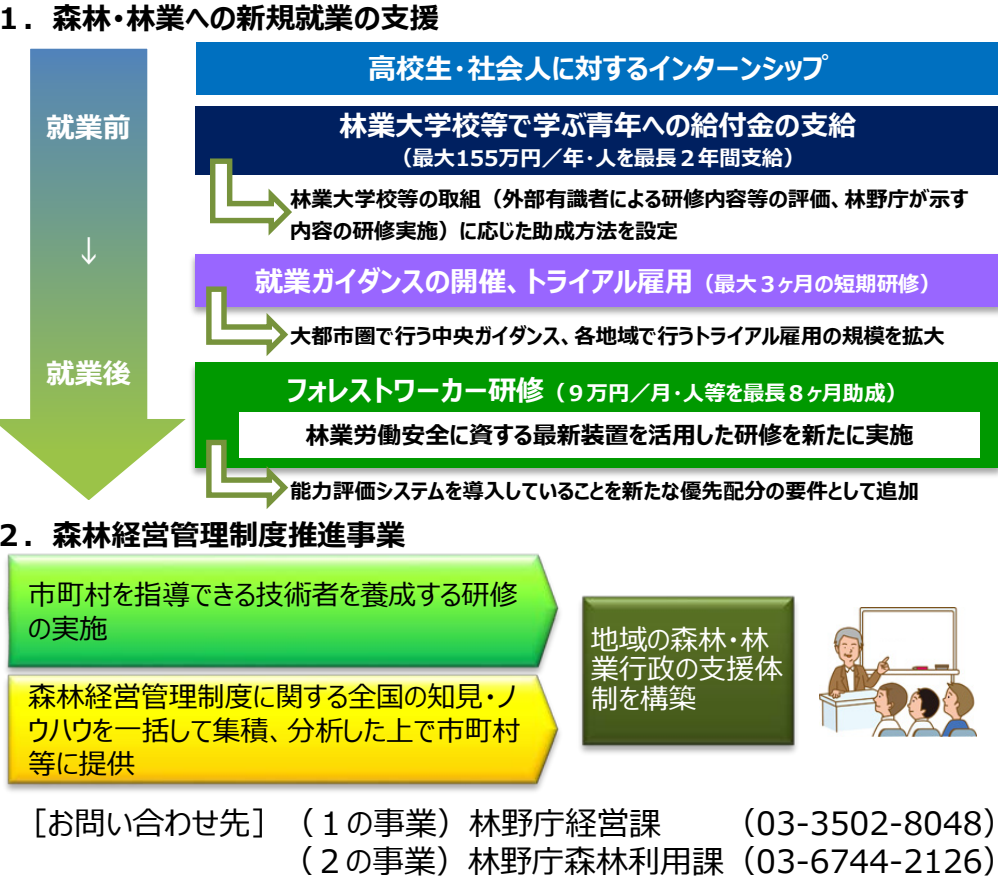
＜事業の内容＞

1. 森林・林業新規就業支援対策 5,210（4,638）百万円
- ① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,666（4,334）百万円
就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修）等に必要な経費を支援します。
 - ② 緑の青年就業準備給付金事業 489（272）百万円
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
 - ③ 多様な担い手育成事業 55（31）百万円
高校生や社会人が先進的技術を学ぶインターンシップの実施、地域と連携した女性林業者等の起業活動、林業グループの育成に対する取組等を支援します。
2. 森林経営管理制度推進事業 58（30）百万円
- ① 森林経営管理制度の運用に当たって、技術・指導力を有し、市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成します。
 - ② 市町村が森林経営管理制度の運用を軌道に乗せることができるよう、全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】（1の事業）林野庁経営課（03-3502-8048）
（2の事業）林野庁森林利用課（03-6744-2126）

＜対策のポイント＞

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、**地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援**します。

＜政策目標＞

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割〔令和3年度まで〕）
- 自主的に横展開を図る取組を行うなど地域コミュニティの維持・活性化につながる活動を行った活動組織の割合を毎年度増加

＜事業の内容＞

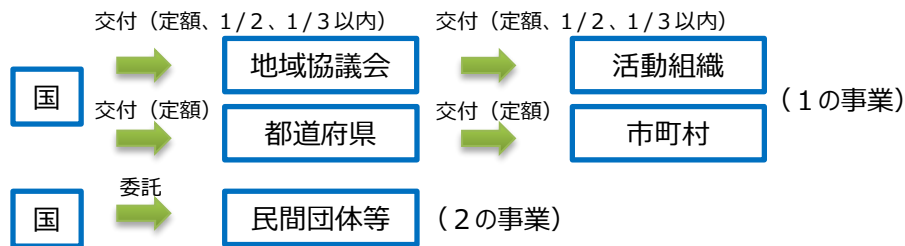
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,413 (1,413) 百万円

- 地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する**活動組織**が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に、1活動組織当たり**500万円/年**（国からの交付額）を上限として支援します。採択に当たっては、**3年間の活動計画等**が必要です。
- 地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため**中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動等**を行う場合は、**優先的に支援**します。

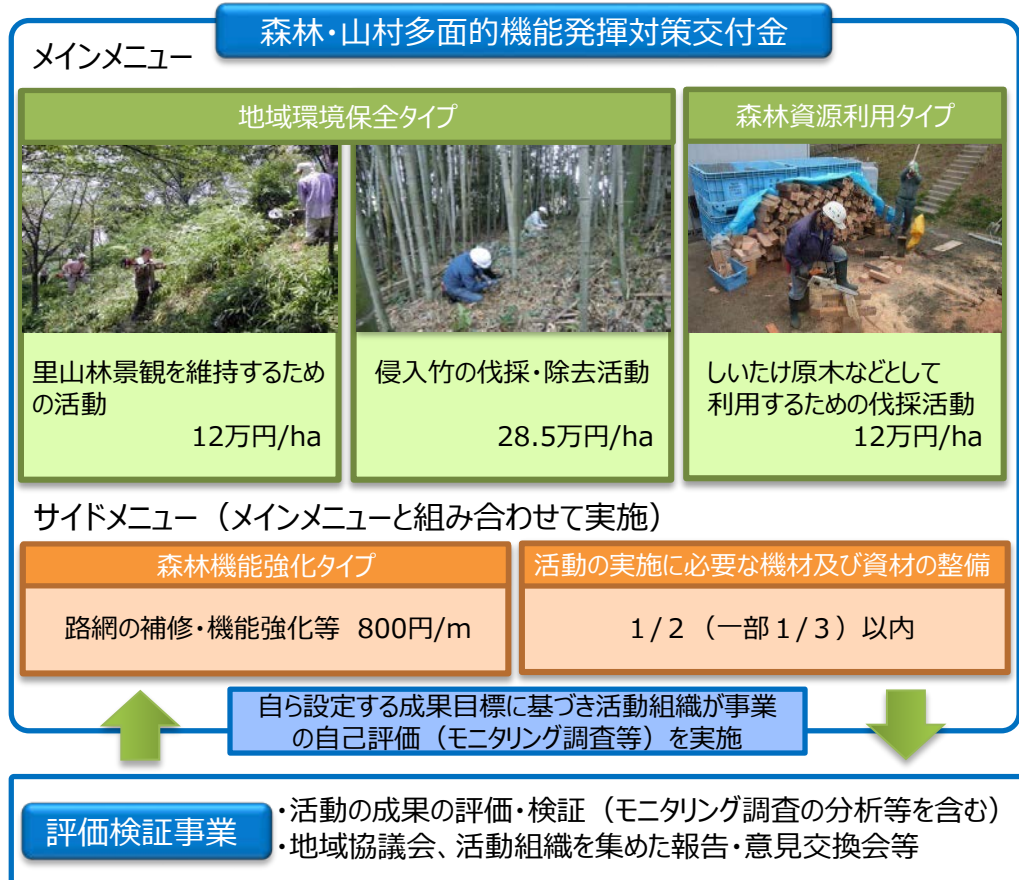
2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 12 (12) 百万円

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等**を開催します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

地方の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を多様な分野で活用する「森林サービス産業」の創出・推進の取組や、^{にっぽんうつく}「日本美しい森 お薦め国有林」の重点的な環境整備を行うとともに、緑化や森林・林業に対する国民理解の醸成を図るため、全国規模の緑化行事の開催を支援します。

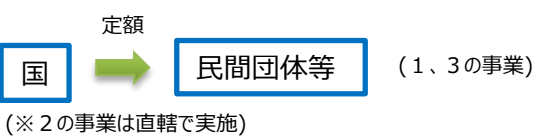
＜政策目標＞

- 新たに「森林サービス産業」の創出・推進に向けて取り組む地域数（30地域以上 [令和4年度まで]）
- 重点整備された「日本美しい森 お薦め国有林（レクリエーションの森）」の利用者数（50%以上増 [平成29～令和2年度まで]）

＜事業の内容＞

- 1. 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業 70（－）百万円**
 - 健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援します。
 - ① 「森林サービス産業」モデル事業の実施
 - ② 「森林サービス産業」創出に向けた課題解決型研修会の実施
 - ③ 課題共有・解決のための効果分析・情報発信
- 2. 森林景観を活かした観光資源の整備事業 48（53）百万円**
 - 国有林のレクリエーションの森のうち、特に観光資源としての活用の推進が期待される93箇所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定しています。
 - 「日本美しい森 お薦め国有林」において、利用者の増加を目的に、多言語による情報発信や歩道の整備などの、重点的な環境整備に取り組めます。
- 3. 全国規模の緑化運動の促進 32（32）百万円**
 - 国土緑化運動の中心的な役割を果たす全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の開催を通じて、緑化や森林・林業に対する国民の理解醸成を図ります。
 - ① 全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催
 - ② 全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業

「森林サービス産業」の創出・推進に向けた取組の支援

モデル事業の実施

【内容】
民間企業等と地域協議会等が、「企業の健康経営」による森林空間利用を核とした「森林サービス産業」の創出・推進に向けた課題解決に取り組むための**モデル事業の実施**

課題解決型研修会の実施

【内容】
森林サービス産業創出に向けた**長期戦略・構想の構築・共有の促進**を目指した課題解決型研修会を開催

効果分析・情報発信

【内容】
・効果の検証、先行事例等の分析
・企業等のニーズ側への効果の発信
・山村等の供給側への具体的実施手段の共有

森林景観を活かした観光資源の整備事業

観光資源としての魅力向上に向けた取組

施設整備等の環境整備（案内看板の多言語化、歩道の整備等）

案内看板の多言語化

歩道の整備（階段の設置）

全国規模の緑化運動の促進

全国植樹祭 全国育樹祭 緑の少年団交流会 みどりの感謝祭

国土緑化運動による国民理解の醸成

【お問い合わせ先】（1、3の事業） 林野庁森林利用課（03-3502-0048）
（2の事業） 林野庁経営企画課（03-6744-2323）

<対策のポイント>

国土強靱化に向けて、激甚化する災害に対する山地防災力強化のため、**荒廃山地の復旧・予防対策、重点的な機能強化・老朽化対策、総合的な流木対策の強化等の治山対策を推進**します。

<政策目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約56.2千集落〔平成30年度〕→約58.6千集落〔令和5年度〕）

<事業の内容>

1. 荒廃山地の復旧・予防対策の推進

激甚化する山地災害への対応として、荒廃山地の復旧・予防対策を推進します。
また、農山漁村地域整備交付金において、効率的な防災・減災対策推進のため、**一体的な復旧・予防対策、警戒避難体制整備等のソフト対策を一定のエリア内で総合的に実施**します。

2. 既存施設を有効活用した効率的な事前防災・減災対策の推進

集中豪雨等により山地災害の発生が特に懸念される山地災害危険地区において、**重点的な治山施設の機能強化・老朽化対策を実施**し、効率的に事前防災・減災対策を推進します。

〔 緊急機能強化・老朽化対策事業 406(-)百万円 〕

3. 緊急的な予防治山対策による避難路の保全

山地災害の発生危険度が高い山地災害危険地区において、**避難路を保全対象として緊急的な予防治山対策を実施**し、災害発生時の集落等の孤立化を防止します。

〔 緊急予防治山事業 2,754(2,580)百万円 〕

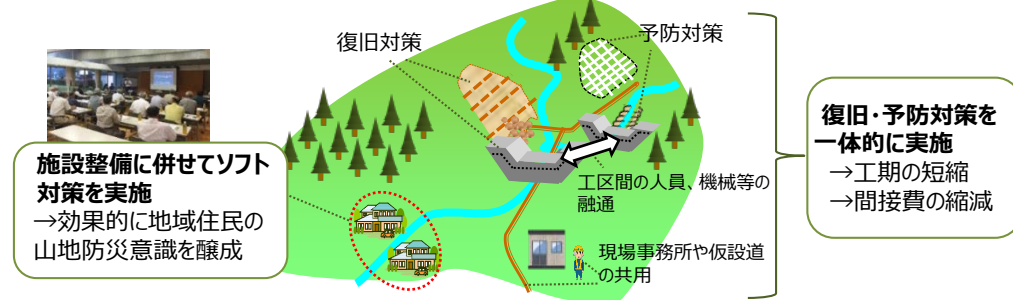
<事業の流れ>



※国有林や、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等については、直轄で実施

<事業イメージ>

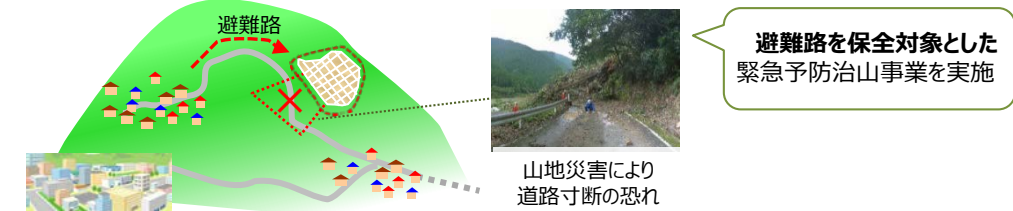
○復旧・予防対策、警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に実施



○既存施設を有効活用した重点的な事前防災・減災対策の推進



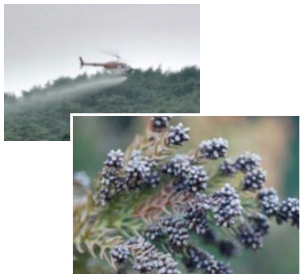
○緊急的な予防治山対策による避難路の保全



【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-6744-2308)

＜対策のポイント＞
花粉症対策苗木への植替の支援、花粉飛散防止剤の実用化に向けた林地実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査、スギ雄花着花特性の高精度検査手法の開発を進めるとともに、これらの成果の普及啓発等を一体的に実施し、総合的に花粉発生源対策を進めます。

＜政策目標＞
スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合の増加 （約4割〔平成29年度〕 → 約7割〔令和14年度まで〕）

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 25（10）百万円 ○ 国や県等が取り組む花粉発生源対策に係る成果を普及するとともに、花粉発生源対策に寄与する民間企業の取組を支援します。 2. 花粉症対策苗木への転換の促進 66（53）百万円 ① 花粉症対策苗木への植替促進 花粉発生源となっているスギ林等の植替やコンテナ苗植栽結果の検証等を促進するため、加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。 ② 花粉症対策品種の円滑な生産支援 スギ雄花着花特性を短期間・高精度で検査する手法の開発及び少花粉ヒノキのミニチュア採種園の管理に係る技術的指導を支援します。 3. スギ花粉飛散防止剤の実用化試験 29（29）百万円 ○ 花粉飛散防止剤の実用化を図るため、空中散布の基本技術の確立、低コスト・高品質な大量培養技術の開発等を支援します。 4. スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進 15（15）百万円 ○ スギ雄花着花状況等の調査、ヒノキ雄花の観測精度向上のための調査手法の開発を支援します。	花粉症対策苗木への転換の促進 - 加工業者等が行う森林所有者への花粉症対策苗木への植替えの働きかけ  伐って花粉症対策苗木に植え替えましょう。 いいね！ - スギ雄花着花特性を短期間・高精度で検査する手法の開発 - 少花粉ヒノキミニチュア採種園の管理技術の指導 スギ花粉飛散防止剤の実用化試験 - スギ花粉飛散防止剤の空中散布技術の開発 - 低コスト・高品質な大量培養技術の開発  ＜花粉飛散防止剤により枯死した雄花＞ スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進 - スギ雄花着花状況等の調査 - ヒノキ雄花観測技術の開発、試行的な着花状況調査の実施 - ドローンの活用等による効率的かつ高精度な着花量推定手法の開発  ＜雄花着花量調査＞

取組成果等情報の集約、一体的に普及啓発

総合的な花粉発生源対策の強化及び普及

- 上記の取組状況や調査成果、特色ある地域の植替促進取組等の情報収集及び発信
- 花粉発生源対策に寄与する民間企業の取組の支援



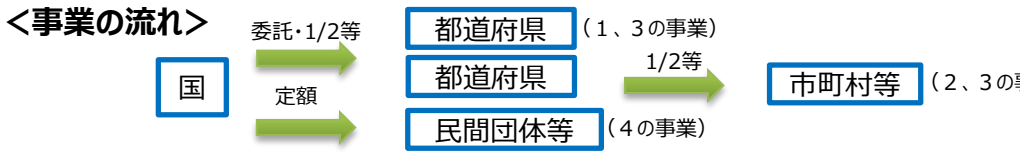
＜対策のポイント＞
森林病虫害等による被害対策として必要な取組を実施します。ドローンを活用した効果的な被害防止対策の実施・検証を行うとともに、引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の命令による防除対策等を推進します。

＜政策目標＞
保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制【令和2年度まで】

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1. 森林害虫駆除事業委託 199（199）百万円**
○ 東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除、自然環境等影響調査等を実施します。
- 2. 森林病虫害等防除損失補償金 2（2）百万円**
○ 農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。
- 3. 森林病虫害等防除事業費補助金 525（515）百万円**
① 被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）
従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。
② 環境に配慮した松林保全対策事業
薬剤の樹幹注入による予防措置等、環境に配慮した防除対策を実施します。
③ 政令指定病虫害等防除事業
せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置を実施します。
- 4. 森林病虫害等被害対策強化・促進事業 20（-）百万円**
① ドローンによる被害木の探査
被害先端地の被害木の見逃しを防止し駆除を徹底するため、複数の波長帯を観測できるカメラを備えたドローンを用いて松くい虫被害木の把握・判定を行います。
② ドローンによるきめ細かな薬剤散布の実証
薬剤散布の効果を高めるため、きめ細かな散布技術の確立に向けドローンを用いた散布方法の実証、地上散布とのコストの比較検証等を行います。



予防

薬剤の地上散布 薬剤のヘリ空中散布 樹幹への薬剤注入

・ 薬剤散布（地上・空中散布）はマツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリ成虫を直接殺虫するとともに、薬剤が染込んだマツの枝をかじった成虫も殺虫します。
・ マツ樹体内に侵入するマツノザイセンチュウが増殖できないように樹幹に薬剤を注入します。

駆除

くん蒸処理 破碎処理 焼却処理

・ 被害木を伐倒し、くん蒸・破碎・焼却等によって、被害木に生息しているマツノマダラカミキリ幼虫が成虫になって脱出する前に駆除します。

「ドローン」を活用し、①上空からの被害木探査、②保全松林等における薬剤散布の効果を高めるための散布方法の検証を行います。

空中探査(イメージ) 薬剤散布(イメージ)

効果的な被害防止対策に活用

＜対策のポイント＞
調査船調査、市場調査、海洋観測等を拡充して資源調査・評価体制を強化することにより、最大持続生産量（MSY）を達成できる資源水準の算定や資源評価対象魚種の拡大を促進するとともに、水産資源に対する海洋環境の影響把握を推進します。

＜政策目標＞
資源評価対象魚種の拡大（50種〔平成30年度〕→200種程度〔令和5年度まで〕）

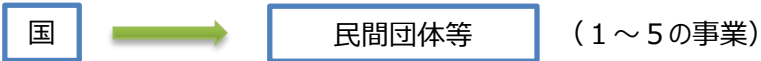
＜事業の内容＞

- 1. 調査船調査（加入量や親魚量等の推定精度の向上）
 - 漁獲可能量（TAC）制度の対象魚種の精度向上やTAC対象魚種の拡大等のため、魚群探知機等による調査船調査を行い、加入量や親魚量等を推定します。
- 2. 市場調査（生物情報収集体制の強化）
 - 魚市場において、対象となる魚種を購入し、分析することにより、年齢や成熟状態等の生物学的情報を収集し、資源評価対象魚種の拡大を推進します。
- 3. 海洋環境要因の把握
 - 水産資源の分布・回遊・生残等に影響を及ぼす海洋環境を把握するため、調査船や観測ブイ等を利用し、水温、塩分、海流等の情報を収集します。
- 4. 資源評価の高度化・理解促進
 - 資源評価の客観性等の確保や、理解促進のためのレビューや情報提供を推進します。
- 5. 国際交渉対応
 - 国際交渉を日本が主導するために必要な調査等を行います。
- 6. 水産庁漁業調査船「開洋丸」の代船建造
 - 増大する資源調査・評価のニーズに対応するため、最新鋭の調査・情報機器を導入した新鋭の調査船を代船建造します。

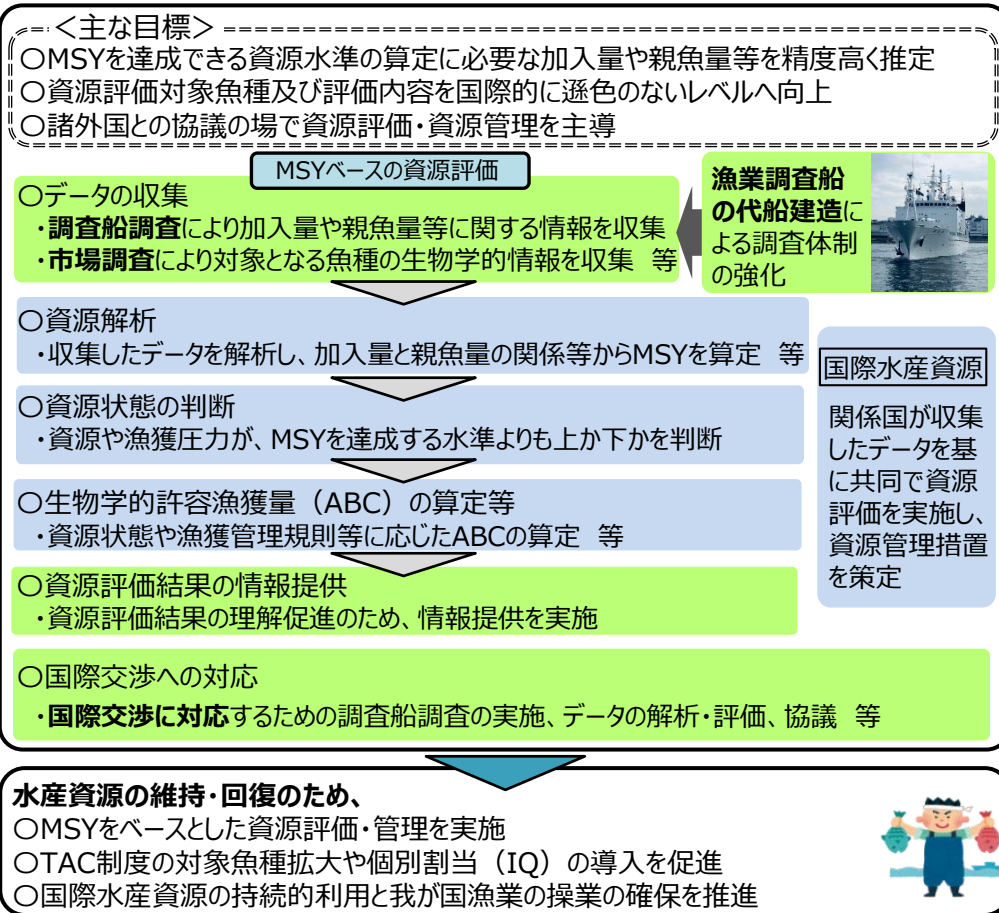
〔事業実施主体〕国（水産庁）

＜事業の流れ＞

委託、補助（定額、1/2）



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 水産庁漁場資源課（03-6744-2377）

<対策のポイント>

計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、漁業共済・積立ぶらすを活用し、収入額が減少した場合の減収補填を行います。

<政策目標>

漁業経営安定対策のもとで資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合（90%〔令和4年度まで〕）

<事業の内容>

1. 資源管理等推進収入安定対策事業費

<積立ぶらす>

○ 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填します。（漁業者と国の積立金の負担割合は1：3）

2. 漁業共済資源管理等推進特別対策事業費

<共済掛金の追加補助>

○ 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し共済掛金の上乗せ補助をします。（国の補助は共済掛金の30%（平均）程度）

3. 収入安定対策運営費

○ 事業を運営するために要する経費について補助します。

<事業の流れ>

国

→

漁業共済組合
連合会

→

漁業者

収入減少を補填

<事業イメージ>

○ 積立方式（積立ぶらす）
・ 漁業者自身の積立と国費の積立（1：3相当）が補填原資

○ 保険方式（漁業共済）
・ 漁業者が支払った保険料が補填原資。共済掛金に上乗せ補助

※基準収入：個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3カ年の平均値

掛金の負担割合（模式図）

法定補助金 （平均40%）	収安補助金 （平均30%）	自己負担
------------------	------------------	------

平均70%程度

【お問い合わせ先】 水産庁漁業保険管理官（03-6744-2356）

＜対策のポイント＞
燃油や配合飼料の価格が上昇した場合にその影響を緩和するための備えとして、**漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料価格が上昇したときに影響を緩和するための補填金を交付するセーフティーネットを構築**します。

＜政策目標＞
漁業経営安定対策のもとで資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合（90%〔令和4年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、**漁業者・養殖業者と国が資金を積立てます。**
- 燃油については**原油価格**、配合飼料については**配合飼料価格**が、**一定の基準を超えて上昇した場合**に、漁業者や養殖業者に対し、**補填金が支払われます。**
- 補填金は、**漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担**します（燃油については、**国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から付加補填金が支払われます。**）。

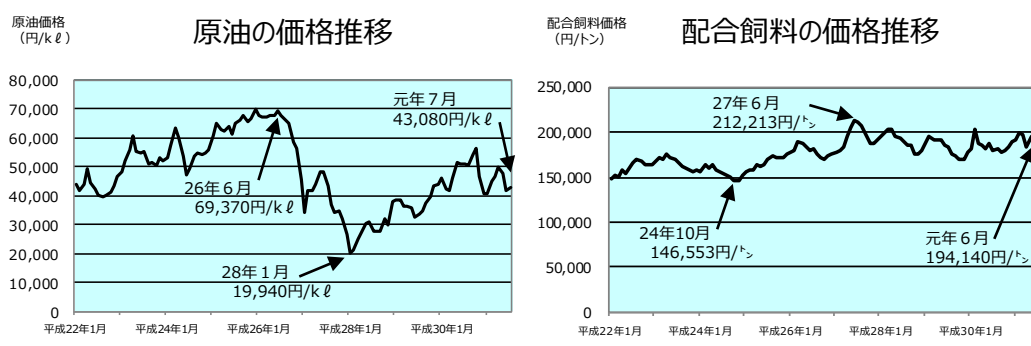
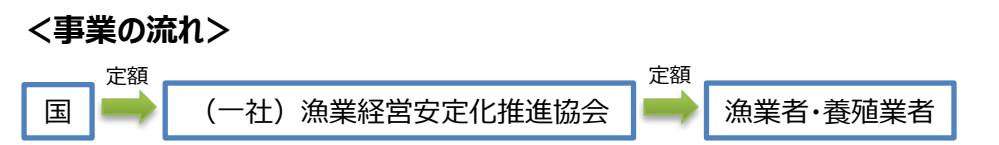
1. 補填基準

- 補填金は、**四半期ごとに、当該四半期の原油又は配合飼料の平均価格が7中5平均値※を超えた場合に交付**されます。

※ 7中5平均値：直前7年間（84ヶ月分）の各月の平均価格のうち、高値12ヶ月分と低値12ヶ月分を除いた5年（60ヶ月）分の平均値

2. 急騰対策

- 燃油については、**補填基準価格を超えない場合でも一定期間に急激な上昇があった場合には補填金が支払われるほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から付加補填金が支払われます。**



燃油や配合飼料がまた値上がりしたらどうしよう。不安だな。

燃油や配合飼料価格の高騰が長期間続いても安心だね！

積立しておいて本当によかったね！

【お問い合わせ先】 漁業用燃油：水産庁企画課 (03-6744-2341)
養殖用配合飼料：水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383)

<対策のポイント>

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、通信教育等を通じたりカレント教育の取組や就業・定着促進のための漁業現場での長期研修、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上を支援します。

<政策目標>

毎年2,000人の新規就業者を確保

<事業の内容>

1. 漁業担い手確保・育成事業

○ 漁業学校等で学ぶ若者に就業準備資金を交付するとともに、新たに通信教育等の学習プログラムを通じた夜間・休日の受講を支援します。

○ 就業希望者への就業相談会の開催等、就業情報の提供等を支援します。

○ 新規就業者の定着促進のため、漁業現場での長期研修を支援します。

※ 研修最終年において、研修終了後の自立・定着に向けた支援を導入

○ 若手漁業者の収益力向上のため、経営・技術の向上を支援します。

2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

○ 海技士資格習得のための履修コースの運営を支援します。

<事業イメージ>

1. 国内人材確保に向けた支援

就業前

就業後

担い手として定着

就業相談会の開催等（漁業への新規参入促進）

就業準備資金の交付（最大150万円、最長2年間）

夜間・休日等の学習支援

長期研修	雇用型	漁業経営体への就業を目指す 最長1年間※、最大14.1万円/月を支援	※就業準備資金の交付期間が1年以下の場合、長期研修の研修期間を最長1年間延長可能
	幹部養成型	沖合・遠洋漁船に就業し、幹部を目指す 最長2年間※、最大18.8万円/月を支援	
	独立型	独立・自営を目指す 最長3年間※、最大28.2万円/月を支援	

経営・技術の向上

2. 海技士資格取得の支援

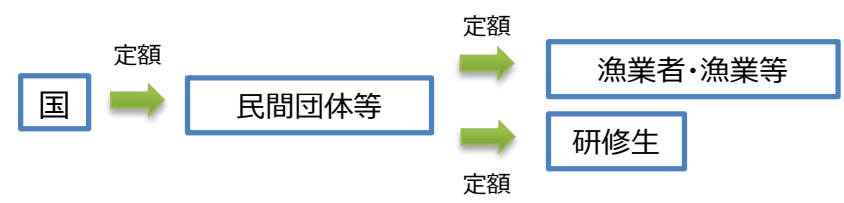
受講生募集

乗船実習コース

海技士の受験資格を取得

※ 海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期で取得するコース

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業）水産庁企画課（03-6744-2340）
（2の事業）水産庁研究指導課（03-6744-2370）

＜対策のポイント＞

漁業所得の向上と年齢バランスのとれた就業構造を実現するため、高性能漁船の導入等や大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上や、水産基本計画に沿った居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法等の実証の取組を支援します。

＜政策目標＞

収益性の高い操業・生産体制への転換等を促進するための実証に取り組む地域における償却前利益の確保（80%以上〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

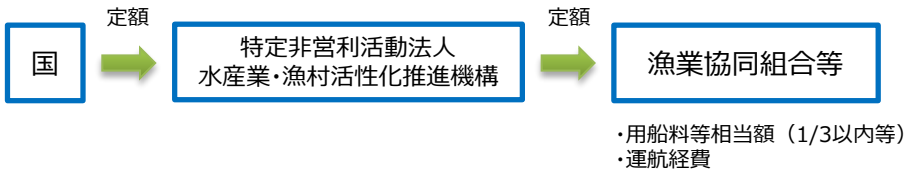
1. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

- 漁獲から流通に至る操業・生産体制を改革し、収益性向上等を図る改革計画の策定等を支援します。

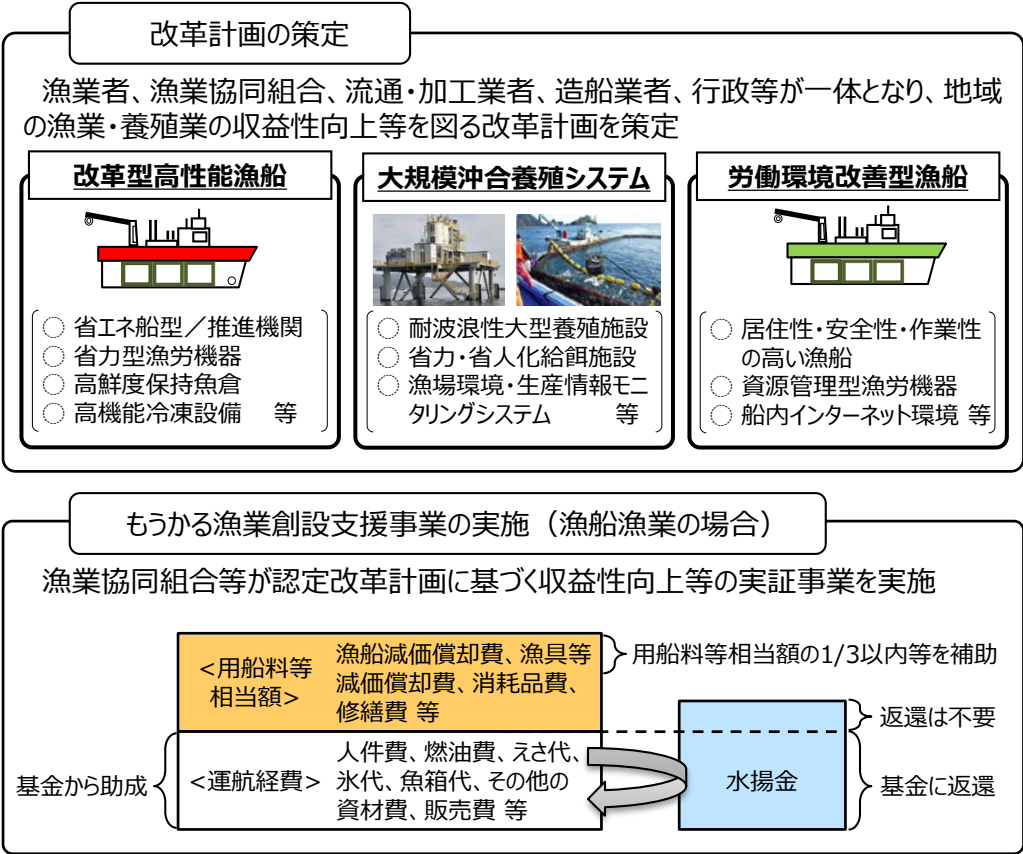
2. 漁業構造改革推進事業（もうかる漁業創設支援事業等）

- 資源管理や漁場環境改善に取り組む漁業者の新しい操業・生産体制への転換等を促進するため、高性能漁船の導入等や大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上や、水産基本計画に沿った居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法等の実証の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す「**浜の活力再生プラン（浜プラン）**」の**着実な推進**を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組**を支援します。

＜政策目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

＜事業の内容＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

○ 浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等を支援**します。

2. 水産業強化支援事業

○ 漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去**やプラン策定地域における**密漁防止対策等**について支援します。

＜事業の流れ＞

国

交付（定額,1/2）

民間団体等

（1の事業）

国

交付

1/2,4/10,1/3等

都道府県

事業実施主体

（2の事業）

＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

・地域自ら策定する「**浜の活力再生のための行動計画**」

・漁業所得10%以上向上させることが目標



＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

＜ハード事業＞

・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援

・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援

・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援

・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な整備を支援

・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援



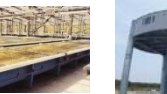
荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー



荷受け情報の電子化

＜ソフト事業＞

・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援

・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援

・漁業現場のICT化に向けた調査・検討等の取組を支援

・地域資源の活用推進、災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

＜対策のポイント＞

水産政策の改革により、持続的な漁業の実現のため資源管理が導入されることを踏まえ、**収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革**に取り組むため、漁業者自らが策定した計画に基づき、沿岸漁村地域において必要な**漁船、漁具等のリース方式による導入を支援**します。

＜政策目標＞

当該計画に取り組む漁業者の漁業所得向上（5年間で10%以上）

＜事業の内容＞

○ 漁村地域で地域委員会を立ち上げ、**地域の沿岸漁業者自らが適切な資源管理と収益性の向上を両立**させた「地域水産業成長産業化計画」を策定し、各県単位の審査会の承認を受けることにより、その目標達成に必要な**漁船、漁具等についてリース方式による円滑な導入を支援**します。

〔補助対象〕 漁業協同組合等が計画に基づき導入する漁船、漁具等

〔配分上限額〕 補助対象ごとに設定

＜事業の流れ＞

国

→

事業主体

→

民間団体等

→

漁業者

定額、1/2

漁船等のリース

＜事業イメージ＞

成長産業化審査会
(都道府県単位)

計画申請

計画承認

地域委員会（漁業者、漁協、流通・加工、行政等で構成）

「地域水産業成長産業化計画」の策定

- ・ 地域重要魚種の資源管理の推進
- ・ 意欲と能力のある経営体への協業化
- ・ 漁場利用の再活性化
- ・ 漁獲物の付加価値化、販路拡大
- ・ 浜を持続するための年齢構成への転換 等

による浜全体の収益性向上

計画に基づく基幹的生産設備等の導入・更新

資源管理の取組を推進しつつ、収益性の向上を目的とした例

省力化・コスト削減	漁獲物の品質・付加価値向上	協業化等による経営効率化	労働環境改善、新規就業者参入
高船齢漁船の更新、定置網モニタリングシステムの導入	海水冷却装置、保冷機能を強化した魚槽、活魚水槽の導入	協業化・グループ化による操業体制の確立、共同運搬船の導入	十分な作業スペースを確保した漁船、新規就業者のための漁船の導入

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立する漁村地域を創出

<対策のポイント>

国が策定する生産から販売・輸出に至る総合戦略に基づき、国内外の需要を見据えた養殖業の成長産業化を実現するための関係者の取組への支援、低コスト・高効率飼料等の開発など、養殖生産の三要素である餌、種苗、漁場に関するボトルネックの克服等に向けた技術開発・調査を実施します。

<政策目標>

主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の増加（1,739千トン〔令和4年度まで〕）

<事業の内容>

1. 戦略的養殖品目総合推進事業

○ 養殖業の成長産業化を実現するための関係者の取組や総合戦略に応じた具体的行動計画の策定に必要な情報の調査・分析・検討等を支援します。

2. 養殖業成長産業化技術開発事業

○ 生産コストの削減を図るために、養殖対象種の消化生理に基づいた低価格・高効率飼料の開発、純国産魚粉代替原料の生産技術の開発等を行います。

○ 市場で高い評価を受ける養殖対象種の生産性向上に必要な生産技術の高度化や優良系統の作出等を行います。

○ 輸出拡大に必要な養殖魚類等の品質保持技術の実用化に向けた技術開発等を行います。

3. 養殖業成長産業化環境整備事業

○ 地下海水を活用した陸上養殖適地、サケ・マス類の海面養殖に必要な淡水における種苗生産適地の調査等を行います。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等（1の事業）

委託

民間団体等（2, 3の事業）

<事業イメージ>

戦略的養殖品目総合推進事業【補助事業】

○ 総合戦略（仮称）に基づく連携や具体的な行動計画の策定等を支援

○ 日本真珠の競争力強化のための協議会開催や品質基準策定等を支援

養殖業成長産業化技術開発事業【委託事業】

飼餌料コスト低減対策

生産コスト削減を図るため、

○ 養殖対象種の消化生理に基づく低価格・高効率飼料を開発

○ 水素細菌を原料とする純国産魚粉代替飼料の生産技術を開発

優良種苗開発等養殖生産高度化対策

生産性を向上させるため、

○ サケ・マス類等の生産技術を高度化

○ サケ・マス類、ハタ科魚類等の優良系統を作出

養殖魚加工流通対策

輸出拡大を図るため、

○ 養殖魚類等の褐変防止技術を開発

養殖業成長産業化環境整備事業【委託事業】

養殖適地を確保するため、

○ 地下海水を活用した陸上養殖適地の調査を実施

○ サケ・マス類の海面養殖に必要な種苗生産適地の調査等を実施

課題

【餌】

○ 生産コストの大半が飼餌料代

○ 配合飼料価格が高価かつ不安定

【種苗】

○ 優良な系統の開発等が進んでいない

【漁場】

○ 日本には養殖可能な静穏水域等が少ない

課題

褐変防止技術開発

時間経過で血合が褐色に

商品価値が低下

陸上養殖施設の例

養殖業の成長産業化

【お問い合わせ先】 水産庁裁培養殖課（03-3502-0895）
水産庁研究指導課（03-3591-7410）

＜対策のポイント＞

輸出を視野に入れた、**養殖業の成長産業化に向けて**、戦略的養殖推進モデル地区の指定、新養殖システムの技術認定等を含む戦略的養殖推進行動計画に基づいた、**大規模沖合養殖システムの導入や新技術を用いた協業化の促進等による収益性向上のための実証等の取組を支援**します。

＜政策目標＞

収益性の高い操業・生産体制への転換等を促進するための実証に取り組む地域における償却前利益の確保（80%以上〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

- 養殖生産から流通に至る生産・販売体制を見直し、地域の養殖業の**収益性の向上を図る改革計画の策定等を支援**します。

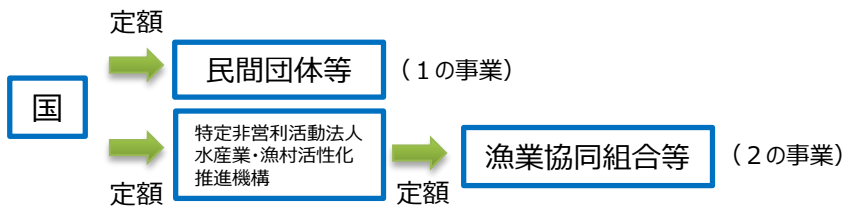
2. 漁業構造改革推進事業（養殖業成長産業化枠）

- もうかる漁業の仕組みを活用して、**大規模沖合養殖システムの導入や新技術を用いた協業化の促進等による収益性向上の実証の取組を支援**します。

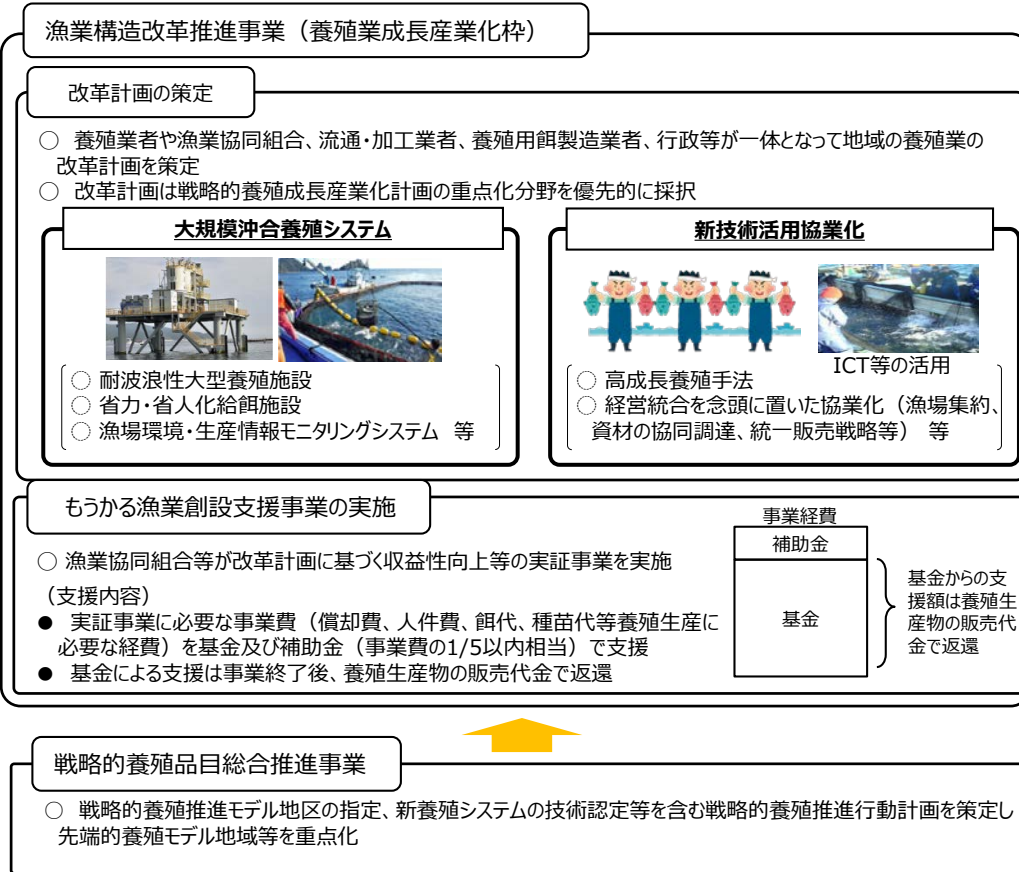
（関連事業）戦略的養殖品目総合推進事業

- 養殖業の成長産業化に向けた**生産から販売・輸出に至る総合戦略に応じた具体的行動計画を策定し**、その中で**戦略的養殖推進モデル地区の指定や新養殖システムの技術認定**を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

内水面漁業・養殖業の振興のため、内水面漁場を有効かつ効果的に活用する体制の検討と、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築を推進します。

<政策目標>

主な栽培対象魚種及び養殖業等の生産量の増加（1,739千トン〔令和4年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. やるぞ内水面漁業活性化事業
- 広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策を総合的に検討するとともに、内水面漁場管理のモデルとなる先進的な取組を支援します。
2. 内水面水産資源被害対策事業
- 内水面漁業者が行うカワウ・外来魚駆除活動及び地域の中核となってカワウ駆除を指導、実施する者の技能習得等を支援します。また、ドローン等を活用した低コスト・効率的な内水面水産資源被害防止のための技術開発を推進するとともに、在来種であるカワウを一定の個体数以下に維持する管理手法を開発し、漁業との共存を図るための対策の検討を実施します。
3. ウナギ等資源回復推進事業
- 持続可能な鰻養殖を推進するため、養鰻業者等が行う資源管理のための取組を支援します。
- 河川における資源回復を図るため、内水面漁業者が行う生息環境改善の取組を支援するとともに、ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証及び資源回復に寄与する親ウナギの育成・放流手法の検討等を実施します。
- シラスウナギのトレーサビリティ手法の確立を図ります。

1. 内水面漁場の効率的な管理手法確立と全国展開

実際の監視業務風景

カワウの駆除活動

ドローンによるカワウ対策技術開発

オオクチバスの駆除活動

一定の個体数以下に維持する管理手法の開発（ハザードマップ作成）

6月21日九頭竜川（勝山市漁協）監視画面

参考：ICTを活用した漁場監視の例

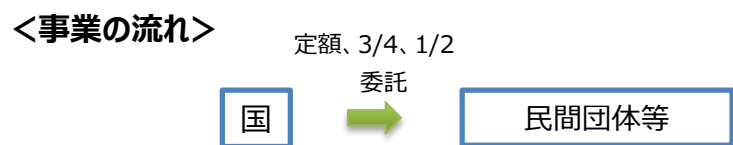
3. ウナギ等内水面資源の緊急的な回復

生息環境改善（石倉増殖礁）

シラスウナギ人工種苗生産

親ウナギの育成・放流手法の検討

シラスウナギトレーサビリティ確立



内水面水産資源の回復・安定供給の実現

【お問い合わせ先】 水産庁栽培養殖課（03-3502-8489）
水産庁研究指導課（03-3502-0358）※
※ ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証のみ